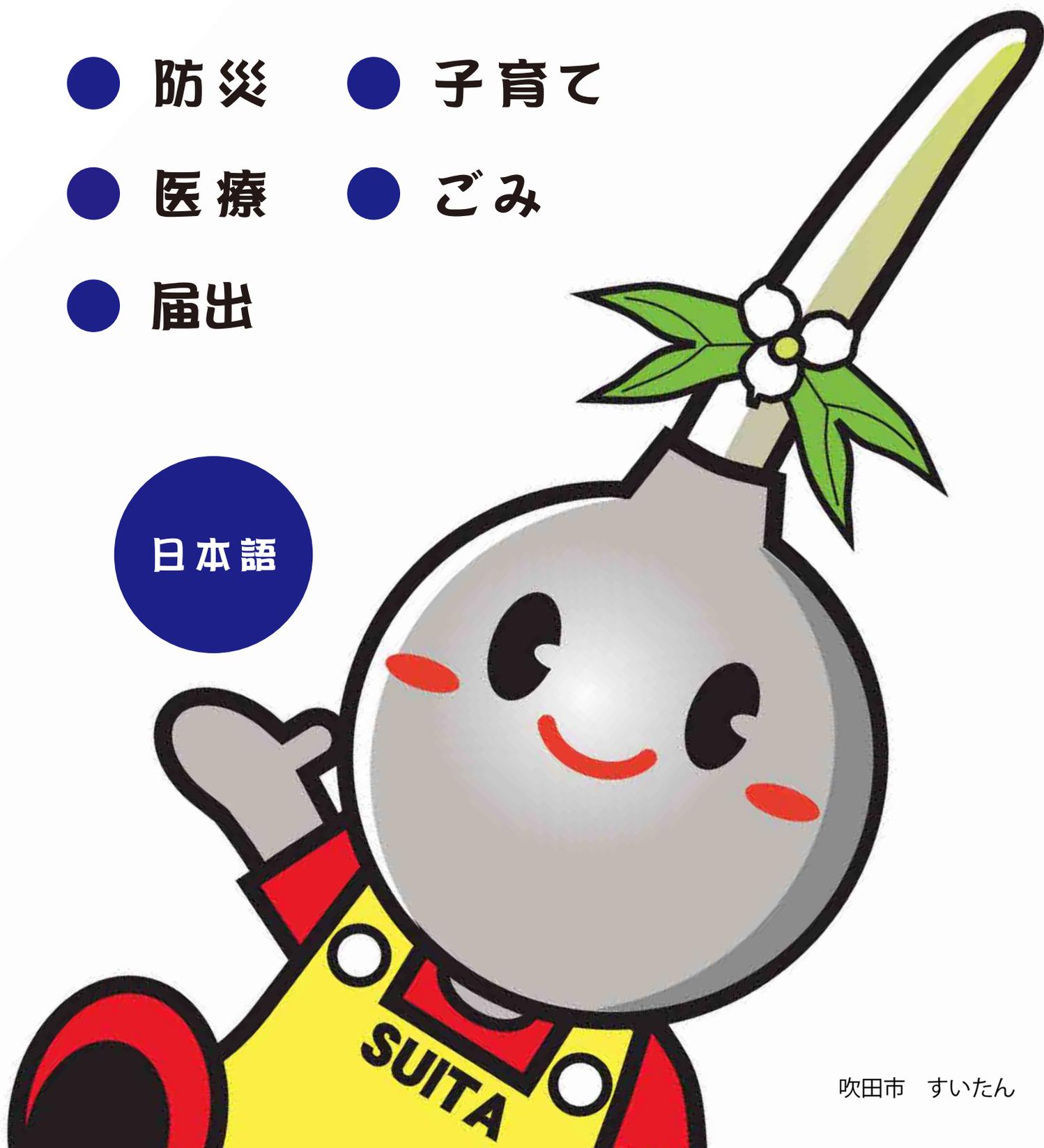


吹田くらしのガイドブック

- 防災
- 子育て
- 医療
- ごみ
- 届出

日本語



吹田市 すいたん

吹田くらしのガイドブック

-  **防災** 2 ページ
地震 台風 防災訓練 防災ブック 他の機関の防災情報
-  **安心して暮らすための情報と学習** 3 ～ 5 ページ
同行通訳 他の機関の生活情報 図書館
-  **引っ越し** 6 ～ 7 ページ
住民登録 住民票 転入届 転居届 転出届
-  **届出・証明・税** 8 ～ 17 ページ
マイナンバーカード 婚姻届 離婚届 出生届 死亡届
印鑑登録 国民年金 税金
-  **妊娠・出産** 18 ～ 22 ページ
助産制度 健康診査 相談 予防接種 離乳食講習会
ブックスタート
-  **子育て** 23 ～ 26 ページ
手当・助成 子育て支援 留守家庭児童育成室 保育園・幼稚園
-  **学校・教育** 27 ～ 28 ページ
日本語支援 日本の学校（転校・就学援助）
-  **福祉・介護** 29 ～ 30 ページ
介護保険 障がい者（利用できるサービス）
-  **医療保険** 31 ～ 32 ページ
国民健康保険 社会保険 後期高齢者医療保険
-  **病気になったとき、けがしたとき** 33 ページ
医療助成などの制度
-  **ごみ・環境** 35 ～ 39 ページ
ごみ収集 ゴミの出し方 環境美化
-  **生活** 40 ～ 42 ページ
住まい 水道 駐輪場・自転車 犬・猫の飼育

■利用にあたって

この冊子は、2022年2月現在の情報を元に作っています。法律の改正などにより内容が変わる場合があります。吹田市役所 ☎564-8550 吹田市泉町 1-3-40 ☎ 06-6384-1231（代表番号・日本語での対応のみ）

吹田市の情報を知らせます

- 吹田市ホームページ <https://www.city.suita.osaka.jp>
市の取組やイベントなどの情報を知らせます。



- SNS

Twitter、Facebook、LINE、Instagram から吹田の情報を知ることができます。

<https://www.city.suita.osaka.jp/home/sns.html>



- 市のテレビ「お元気ですか！市民のみなさん」

吹田市が作る 30 分番組です。

ケーブルテレビや吹田市のホームページで見ることができます。

- 冊子「市報すいた」

市の取組やイベントなどの情報を知らせます。お金はいりません。

- ・毎月 1 日に発行します。
- ・市内のすべての家に配ります。
- ・吹田市のホームページでも見ることができます。

問い合わせ

吹田市広報課

☎ 06-6384-1276

市内の公共施設を紹介します

- 吹田市学習施設ガイド「ひろがれ」

市民の学習活動に役立ててもらうために、市内の主な公共施設等を紹介しています。公民館、図書館等に置いています。インターネットで見することもできます。

https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-chiikikyoiku/manabishien/_76868/001492.html





防災

【地震】日本は地震が多い国です

地震はいつ起こるかわかりません。
日ごろから自分を守るための準備をしましょう。

(準備しておくこと)

- ・部屋にあるタンスや棚が倒れないようにします。
- ・3日から7日間ぐらいの食べ物や水、電池、懐中電灯などを用意します。
- ・逃げるときに持っていくものを袋(非常持ち出し袋)に入れておきます。

(地震が起こったら)

- ・頭を守って揺れがおさまるまで待ちます。
- ・揺れがおさまったらガスなどの火を消してから安全な場所に移動(避難)します。

【台風】夏から秋に多いです

日本では最近、台風などでたくさんの雨が降ったり、強い風が吹いたりして大きな被害が増えています。安全のために準備をしましょう。

- ・台風が来たら強い風が吹いて危ないです。家の外に出るのは、避難する時だけです。
- ・川の水が増えて危ないです。川の近くにはいきません。
- ・テレビ、ラジオ、インターネットなどで台風の情報を集めましょう。
- ・危ないと思ったら早めに避難しましょう。

【防災訓練(地震、台風が来た時の練習)】

吹田市は1年に1回、市民といっしょに安全に逃げる練習、火を消す練習、けがをした人を助ける練習をします。できる限り参加してください。

【防災ブック(災害のことについて書いています)】

災害の前に準備するものなどを英語、中国語、韓国朝鮮語で書いています。

ホームページ URL

https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-somu/kikikanri/_102246/bosaibook.html



問い合わせ 吹田市危機管理室 ☎ 06-6384-1753

他の機関の防災情報

(法人)大阪府国際交流財団(OFIX)

- ・防災情報コーナー

<https://ofix.or.jp/doc/disaster-info/>

- ・大阪府災害多言語情報ウェブサイト・アプリ「Osaka Safe Travels」

<https://www.osakasafetravels.com/>

安心して暮らすための情報と学習

同行通訳

日本語が話せないため病院や市役所に行くことができない、話せるけど正しく伝わるか不安に思っている外国人に、ボランティア通訳がいっしょに行きます。お金はいりません。

【市役所の窓口で手続き・相談をしたいとき】

(いっしょに行く役所は決まっています)

吹田市役所、吹田市教育委員会、吹田市立小学校、吹田市立中学校、吹田市立保育園、吹田市立幼稚園など

(使える言葉は決まっています)

英語、中国語、韓国朝鮮語、ベトナム語、タイ語

(通訳を使いたいとき)

行きたい窓口に電話をし、行く日と時間を決めます。

使い方がわからないときは、(法人)吹田市国際交流協会 (SIFA) に聞いてください。

【病院で診察を受けたい、相談をしたいとき】

(いっしょに行くことができる場所は次の5つです)

- ①市立吹田市民病院(電話 06-6387-3311)
- ②済生会吹田病院(電話 06-6382-1521)
- ③済生会千里病院(電話 06-6871-0121)
- ④井上病院(電話 06-6385-8651)
- ⑤吹田市立保健センター(電話 06-6339-1212)

(使える言葉は決まっています)

英語、中国語、韓国朝鮮語

(通訳を使いたいとき)

- ・いっしょに行ってほしい病院を決めます。
- ・決まったら、病院に電話をします。

使い方がわからないときは、(法人)吹田市国際交流協会 (SIFA) に聞いてください。

問い合わせ (法人)吹田市国際交流協会 (SIFA) ☎ 06-6835-1192



症状を自分の国の言葉で医者伝えるときの参考にしてください。
<https://www.kifjp.org/medical>



他の機関の生活情報

■(国)出入国在留管理庁ホームページ

- ・外国人生活支援ポータルサイト

<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

■(法人)大阪府国際交流財団(OFIX)ホームページ

- ・外国人のための生活情報

<https://www.ofix.or.jp/life/japanese>

日本語が勉強できるホームページ

外国人が日本で生活や仕事をするときに必要な日本語を学ぶことができるホームページです。これから日本語を勉強しようと思う人だけでなく、日本語を上手に話せるようになりたいと思っている人にも役に立つホームページです。お金はいりません。

<https://www.irodori.jp/irodori.jp/>

<https://www.irodori-online.jp/irodori-online.jp/>

問い合わせ (法人)国際交流基金 ☎ 048-834-6561 ☎ 072-490-2601
--

図書館

吹田市には8つの図書館と2つの分室があります。本、雑誌、マンガ、DVD、CD、電子図書を借りることができます。新聞も読めます。お金はいりません。

【本を借りることができる人】

- ①吹田市民
- ②吹田市内にある学校に通っている人
- ③吹田市内にある会社に勤めている人

【借りるためのカードを作る】

- ・図書館で「借出カード」を作ります。
- ・あなたの住んでいるところと名前がわかるものを持ってきてください。
ただし②と③の人は、あなたが通っている学校、勤めている会社のある所がわかるものもいります。

【借りられる数は決まっています】

- ・本、雑誌、マンガは1人15冊まで借りることができます。
- ・DVD、CDは1人3点まで借りることができます。
- ・電子図書は1人3点まで借りることができます。

【予約ができます】

自分のコンピュータやスマートフォンから、本を探したり、予約をしたりできます。
詳しくは、近くの図書館に聞いてください。

図書館	場所	電話番号
中央図書館	吹田市出口町 18-9	☎06-6387-0071
千里図書館	吹田市津雲台 1-2-1	☎06-6834-0132
さんくす図書館	朝日町 3-501 さんくす 3 番館 5 階	☎06-6317-0037
江坂図書館	吹田市江坂町 1-19-1	☎06-6385-3766
千里山・佐井寺図書館	吹田市千里山松が丘 25-2	☎06-6192-0516
千里丘図書館	吹田市千里丘上 14-33	☎06-6877-4060
健都ライブラリー	吹田市岸部新町 2-31	☎06-6388-3800
山田駅前図書館	吹田市山田西 4-2-43 夢つながり未来館地下 2 階	☎06-6816-7722
千里図書館 北千里分室	吹田市古江台 4-2-D7	☎06-6834-2922
山田駅前図書館 山田分室	吹田市山田西 2-5-1	☎06-6875-1235

引っ越し

引っ越した時の手続き

住民登録【住所や家族を登録します】

- ・日本に住んでいることを吹田市に知らせ、住所や家族の人数などを登録することを住民登録といいます。
- ・日本(吹田市)に3か月より長く住む外国人(在留カードを持っている人)は、吹田市役所市民課で住民登録をします。

住民票【市のサービスを受けるときに必要なものです】

- ・住民登録をすると、役所はあなたの住民票を作ります。住民票には、名前、住所、生まれた日、在留資格(日本に住むことができる資格)などが書いてあります。
- ・国民健康保険、国民年金に入るときや、市のサービスを受けるときに必要です。

(住民登録を出しに行く人)

引っ越した人が、吹田市役所市民課または出張所(千里・山田・千里丘)に来てください。

次の①または②のときは、いっしょに住む家族や代わりの人でも登録できます。

市役所や出張所に行く前に、持っていく書類を電話で聞いてください。

①引っ越した人が行くことができないとき(たとえば病気のため)

②引っ越した人が15歳未満の人



特別永住の人は届け出る方法が違います。

【吹田市に引っ越して来たときは「転入届」を出します】

- ・引っ越しをした日から14日以内に出します。

必要なもの

転出証明書と在留カードまたは特別永住者証明書

※マイナンバーカードを持っている人は転出証明書がいらない場合があります。

特例転入と言います。

※マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カードを持っている人はいっしょに持って来てください。カードの住所変更が同時にできます。

問い合わせ	吹田市市民課	☎ 06-6384-1235
	吹田市千里出張所	☎ 06-6871-0227
	吹田市山田出張所	☎ 06-6877-0813
	吹田市千里丘出張所	☎ 06-6877-0330

【吹田市の中で引っ越すときは「転居届」を出します】

- ・引っ越しをした日から 14 日以内に出します。
- ・必要なもの
在留カードまたは特別永住者証明書
※マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている人はいっしょに持ってきてください。カードの住所変更が同時にできます。

【吹田市からほかの市、町、村に引っ越すときは「転出届」を出します】

- ・引っ越しをする予定の日のおおむね 14 日前から出すことができます。
- ・必要なもの
在留カードまたは特別永住者証明書
※マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている人はいっしょに持ってきてください。カードの住所変更が同時にできます。



届け出た内容の中で住所以外の内容に変更があったときや在留カードをなくしたときは、(国)出入国在留管理庁(大阪出入国在留管理局 審査管理部門)で手続きをしてください。

出入国在留管理庁のホームページ <http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

問い合わせ (国)大阪出入国在留管理局 審査管理部門 ☎ 06-4703-2115



届出・証明・税

マイナンバーの申込方法と受け取る方法

【マイナンバー(個人番号)】

- ・日本に3か月より長く住む人は、日本人も外国人もみんな一人ひとりに「マイナンバー(個人番号)」が付きます。
- ・住んでいる所などをわかるようにするための番号です。
- ・初めて住民登録をした人の家に、マイナンバーの「個人番号通知書」と「個人番号カード交付申請書」が郵便で届きます。
- ・「個人番号通知書」には、名前、生まれた日、あなたの個人番号が書いてあります。

マイナンバーの個人番号通知書



マイナンバーの個人番号カード



(おもて)



(うら)

【マイナンバー(個人番号)カードを作ります】

吹田市には三つの方法があります。お金はいりません。

①郵便で申し込む

マイナンバーカードを作るための用紙(個人番号カード交付申請書)を郵便で吹田市役所市民課に送る。

送る所

〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40

吹田市役所市民課マイナンバー担当

②インターネットで申し込む

マイナンバーカードを作るための用紙(個人番号カード交付申請書)にあるQRコードからウェブサイトを開き、申し込みます。

③市役所で申し込む

吹田市役所市民課に行きます。

(持っていくもの)

- ・「在留カード」または「特別永住者証明書」
- ・名前と住所または生まれた日を書いてあるもの(例えば健康保険証)
- ・顔の写真(横 3.5 c m、縦 4.5 c m)
- ・個人番号通知書

【マイナンバー(個人番号カード)をもらいます】

(郵便、インターネットで申し込んだ人)

- ・マイナンバーカードができれば、「交付通知書」が家に届きます。
- ・「交付通知書」と「在留カード」または「特別永住者証明書」、名前と住所または生まれた日を書いてあるもの(例えば健康保険証)、個人番号通知書を持って吹田市役所市民課に行きます。

(市役所で申し込んだ人)

- ・本人あてにマイナンバーカードが郵便で届きます。

問い合わせ 吹田市市民課

☎ 06-6384-1235

吹田市マイナンバーコールセンター

☎ 06-6318-7775



- ・マイナンバー(個人番号)は一生使います。大切にしてください。

【外国語で説明します：ホームページ】

マイナンバーカードについて、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語で説明します。

マイナンバーカード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>
地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

【外国語で説明します：電話】

マイナンバーカードについて、英語・中国語・韓国語・スペイン語、ポルトガル語で説明します。

問い合わせ (国)マイナンバーフリーダイヤル ☎ 0120-0178-27

婚姻届(結婚することを知らせる書類)

【結婚するとき】

- ・「婚姻要件具備証明書」(結婚できることを証明する書類)を大使館や領事館でもらいます。
- ・「婚姻届」を「婚姻要件具備証明書」、「パスポート」といっしょに吹田市役所市民課に出します。

■大切■

国によって出す書類が違う場合があります。届を出しに行く前に、吹田市役所市民課または出張所(千里・山田・千里丘)で聞いてください。

離婚届(結婚をやめることを知らせる書類)

【離婚するとき】

(外国人と日本人の夫婦)

- ・離婚することを二人が認めているときは、日本の法律で離婚できます。
- ・離婚届を吹田市役所市民課または出張所(千里・山田・千里丘)に出します。

(二人とも外国人の夫婦)

- ・日本の法律で離婚するとき、離婚するための条件があります。
- ・届を出しに行く前に、持っていく書類などを吹田市役所市民課または出張所(千里・山田・千里丘)に聞いてください。

問い合わせ	吹田市市民課	☎ 06-6384-1235
	吹田市千里出張所	☎ 06-6871-0227
	吹田市山田出張所	☎ 06-6877-0813
	吹田市千里丘出張所	☎ 06-6877-0330

- ・日本で結婚、離婚をした人は、あなたの国でも手続きをします。
- ・日本の法律で結婚、離婚が認められても、あなたの国では認められない場合があります。結婚、離婚するときは、あなたの国の大使館・領事館と届出する日本の役所に聞いてください。
- ・結婚、離婚で在留資格や名前が変わったときは、(国)出入国在留管理庁(大阪出入国在留管理局)に行きます。特別永住者は住んでいる役所に行ってください。
- ・在留資格を持っている人で、結婚相手が日本人または相手の家族として住んでいる人は、離婚したら在留資格がなくなる場合があります。
- ・在留資格の手続きをしなかったら、続けて日本に住むことができなくなることがあります。



出生届(子どもが生まれたことを知らせる書類)

【赤ちゃんが生まれたとき】

生まれた日から14日以内に吹田市役所市民課または出張所(千里・山田・千里丘)に「出生届」を出します。

(お父さんもお母さんも外国人のとき)

- ・赤ちゃんが日本で生まれても、日本の国籍をとることはできません。
- ・大使館か領事館に赤ちゃんが生まれたことを伝えてください。
- ・赤ちゃんの在留カードを(国)出入国在留管理庁(大阪出入国在留管理局)でもらってください。

問い合わせ	(国)大阪出入国在留管理局	☎ 06-4703-2115
-------	---------------	----------------

(吹田市役所市民課または出張所(千里・山田・千里丘)に持っていくもの)

- ・ 出生届(病院で作ってもらった出生証明書付き)
- ・ 母子健康手帳

※外国人は印鑑はいりません。

問い合わせ	吹田市市民課	☎ 06-6384-1236
	吹田市千里出張所	☎ 06-6871-0227
	吹田市山田出張所	☎ 06-6877-0813
	吹田市千里丘出張所	☎ 06-6877-0330

(赤ちゃんの在留資格をもらう)

在留資格は、日本で生まれ、日本の国籍を持たない子どもが日本で生活するために必要なものです。

※特別永住者の人は事前に吹田市役所市民課または出張所(千里・山田・千里丘)に聞いてください。

- ・ 大阪出入国在留管理局で生まれた日から 30 日以内に手続きをしてください。
- ・ 生まれた日から 60 日以内に日本を出る人は手続きはいりません。

問い合わせ	(国)大阪出入国在留管理局	☎ 06-4703-2115
-------	---------------	----------------

死亡届(亡くなったことを知らせる書類)

【亡くなったとき】

- ・ 亡くなったことがわかった日から 7 日以内に「死亡届」を役所に出します。
- ・ 死亡届を出す役所は、亡くなった人が住んでいたところの役所か、死亡届を出す人が住んでいる所の役所です。死亡届の右側にある「死亡診断書(死体検案書)」を医者に書いてもらったものを持っていきます。

※葬儀社に頼んだ場合、葬儀社が届を出してくれます。

- ・ 亡くなった人の在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証を(国)出入国在留管理庁に返してください。
- ・ 亡くなった人の国の手続きをしてください。手続きの方法は国によって違います。大使館や領事館に聞いてください。



印鑑登録

- ・「印鑑登録」は、あなたの印鑑(はんこ)を役所に登録することです。
- ・印鑑登録した印鑑(はんこ)を「実印」といいます。
- ・登録すると、役所から「印鑑登録証」というカードをもらいます。
- ・家を買ったり車を買ったりするなど、大事な契約のときに使います。

【登録する方法】

吹田市役所市民課または出張所(千里・山田・千里丘)で登録します。

(持っていくもの)

- ・「在留カード」または「特別永住者証明書」
- ・登録する印鑑



- ・漢字を使わない国(漢字圏以外)の人は、アルファベット文字が使えるか吹田市役所市民課または出張所(千里・山田・千里丘)に聞いてください。
- ・漢字を使う国(漢字圏)の人でも使えない漢字があります。吹田市役所市民課または出張所(千里・山田・千里丘)に聞いてください。

【印鑑登録証明書】

あなたが登録した印鑑(はんこ)が本当に登録されている「実印」だと証明する書類です。印鑑登録証明書は吹田市役所市民課、出張所(千里・山田・千里丘)、市民サービスコーナー(さんくす・江坂・岸部・原・北千里)で取ることができます。マイナンバーカードを持っている人は、コンビニエンスストアでも取ることができます。お金がいります。市役所市民課・各出張所・各市民サービスコーナーは 300 円、コンビニエンスストアは 200 円です。

問い合わせ	吹田市市民課	☎ 06-6384-1235
	吹田市千里出張所	☎ 06-6871-0227
	吹田市山田出張所	☎ 06-6877-0813
	吹田市千里丘出張所	☎ 06-6877-0330

国民年金

- ・日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人(外国人含む)は、国民年金に加入します。
- ・20歳以上60歳未満の人が40年間加入した場合、65歳から満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。
- ・国民年金の加入者は、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者の3種類に分かれています。

1 必ず加入しなければならない人

- (1) 第1号被保険者
日本国内に住む20歳以上60歳未満の自営業者、学生など
- (2) 第2号被保険者
厚生年金保険の被保険者(老齢厚生年金等を受けられる65歳以上の人は除きます。)
- (3) 第3号被保険者
第2号被保険者の被扶養配偶者(主として被保険者に生計を維持されている人)で20歳以上60歳未満の人

2 加入者の手続き

- (1) 第1号被保険者の手続き
吹田市役所市民課国民年金担当での届出が必要です。
- (2) 第2号被保険者の手続き
勤め先の事業主が行います。本人が届ける必要はありません。
- (3) 第3号被保険者の手続き
健康保険の被扶養者(異動)届と一緒に、配偶者(事実上婚姻関係と同様の人含む)の勤め先の事業主が行います。

3 保険料

- (1) 保険料の額
第1号被保険者の保険料の額は、みんな同じです。2022年度は月額16,590円です。
- (2) 保険料を支払う方法
日本年金機構から送られてくる「国民年金保険料納付案内書」で翌月の末日までに支払います。
支払い先は金融機関、コンビニエンスストアです。
口座振替やクレジットカードで支払うこともできます。
- (3) 保険料免除制度
第1号被保険者のうち、経済的に保険料を支払うことが困難な人のために、保険料免除と学生納付特例の制度があります。これらを利用すれば、保険料の支払いが免除されたまま、老齢基礎年金、障がい基礎年金などを受ける権利が保障されます。

問い合わせ	吹田市市民課(国民年金担当)	☎ 06-6384-1209
-------	----------------	----------------

4 給付

(1) 老齢の給付

公的年金に加入して10年の資格期間を満たした人には、65歳から老齢基礎年金をもらうことができます。

(2) 障がい基礎年金

国民年金に加入中に初診日のある病気・ケガで一定の障がいの状態になったときにもらうことができます。

5 外国人の年金加入

(1) 短期在留外国人の脱退一時金

国民年金または厚生年金保険の加入期間が6か月以上あって、老齢基礎年金の受給資格のない外国人は、被保険者の資格を喪失し、日本国内に住所がなくなってから2年以内に請求を行えば、脱退一時金がもらえます。

(2) 社会保障協定

日本に住む外国人は、自国と日本の両方の国の年金制度に加入します。年金の受給資格を確保するために、両国の年金制度への加入期間を通算することにより、年金受給のために必要とされる加入期間を満たしやすくします。

問い合わせ

吹田市市民課(国民年金担当)

☎ 06-6384-1209

税金

【税金】国や市などに払うお金です

働いている人、住んでいる人、資産(土地や家など)がある人は税金を払います。

【所得税】

国に払うお金です。給料など、お金をもらう人が払います。

詳しくは、(国)吹田税務署に聞いてください。

【住民税】

1月1日に日本に住んでいて、働いている人が払います。

詳しくは、吹田市役所市民税課に聞いてください。

【固定資産税】

毎年1月1日に次のものを持っている人が払います。

土地、建物(家、アパート、マンション、店など)など

詳しくは、吹田市役所資産税課に聞いてください。

【自動車税(環境性能割)】

車を買ったとき、車のお金といっしょに店で払うことが多いです。

詳しくは、大阪府自動車税コールセンターに聞いてください。

【自動車税(種別割)】

自動車を持っている人が払います。

詳しくは、大阪府自動車税コールセンターに聞いてください。

【軽自動車税(環境性能割)】

三輪以上の軽自動車を買ったとき、車のお金と払うことが多いです。

詳しくは、大阪府自動車税コールセンターに聞いてください。

【軽自動車税(種別割)】

二輪車や排気量 660CC 以下の車を持っている人が払います。

詳しくは、吹田市役所税制課に聞いてください。

【消費税】

物を買ったときやサービスのお金といっしょに8%または10%の税金を払います。

詳しくは、(国)吹田税務署に聞いてください。

問い合わせ	(国)吹田税務署	☎ 06-6330-3911
	吹田市市民税課	☎ 06-6384-1248
	吹田市資産税課	☎ 06-6384-1245
	大阪府自動車税コールセンター	☎ 0570-020-156
	吹田市税制課	☎ 06-6384-1243

市役所で発行する税金の証明

在留資格の更新や、住宅の賃貸や購入のために、市府民税課税所得証明書や市府民税納税証明書が必要になることがあります。

【市府民税課税所得証明書】

- ・課税証明書や非課税証明書と同じものです。
- ・「前の年の収入」と、「税金の金額がいくらか」がわかるものです。
- ・前の年の収入を申告していない人は、市府民税課税所得証明書をもらえません。詳しくは、吹田市役所税制課に聞いてください。

【市税の納税証明書】

- ・「市税を払っているか」がわかるものです。
- ・市府民税、固定資産税、法人市民税などの納税証明書があります。
- ・市税がかかる人だけに発行されます。詳しくは、吹田市役所税制課に聞いてください。

【その他市の税金の証明】

固定資産(土地・家屋など)についての証明は、吹田市に土地・家などの資産を持っている人に発行されます。

詳しくは、吹田市役所資産税課に聞いてください。

問い合わせ

吹田市税制課

☎ 06-6384-1243

吹田市資産税課

☎ 06-6384-1245

妊娠・出産

妊娠したとき

【助産制度】赤ちゃんを産むためのお金です

生活のお金が足りないなどの理由で、赤ちゃんを産むためのお金がないとき、赤ちゃんを産むために必要なお金を吹田市が出します。

(もらえる人)

- ・吹田市に住んでいる人。

※対象にならない場合があるので、必ず赤ちゃんを産むまでに吹田市役所子育て給付課に相談してください。

問い合わせ

吹田市子育て給付課

☎ 06-6384-1470

妊娠がわかったとき

①妊娠届(妊娠したことを伝える用紙)を吹田市母子保健課または吹田市母子保健課(南千里分館)に出します。

②母子健康手帳をもらいます。

英語・中国語・タイ語・ベトナム語・ポルトガル語・ハンガール語の母子手帳があります。

③母子健康手帳といっしょに「母子手帳別冊」をもらいます。

※母子健康手帳

- ・病院に行くとき、母子健康手帳を持って行きます。
- ・赤ちゃんを育てるときに注意することなど、大切なことが書いてあります。
- ・赤ちゃんの成長やどんな病気をしたかを書きます。
- ・赤ちゃんが受けた予防接種(病気にならないために受ける注射)を書きます。

※「母子手帳別冊」

- ・母子手帳とともに妊婦健診受診時に持って行くと、14回分の妊婦健康診査について助成を受けることができます。

マタニティマーク

妊娠の初めのころは、おなかの赤ちゃんが元気に育つこと、お母さんが安全に生活できることが大切です。妊娠しているお母さんが、電車やバスに乗るとき、マタニティマークをカバンなどにつけると、赤ちゃんがおなかにいることを周りの人に知らせることができます。



問い合わせ 吹田市母子保健課

吹田市母子保健課(南千里分館)

☎ 06-6339-1214

☎ 06-6155-2812

妊婦健康診査

- ・お母さんが健康か、おなかの赤ちゃんが元気に育っているかを調べます。
- ・母子健康手帳といっしょにもらった妊婦健康診査受診券を大阪府の決まった病院(協力医療機関)に持って行ってください。
- ・支払うお金が受診券に書いてある金額を超えたときは、お金がかかります。

妊婦歯科健康診査

- ・歯と歯ぐき等の健康診査、歯面清掃、ブラッシング指導などを、妊娠中に1回無料で受診できます。歯科健康診査協力歯科医院に電話で予約をし、受診してください。

プレママ相談

- ・赤ちゃんを産んで育てることの心配や悩みを、助産師や保健師に相談してください。電話でも相談できます。

妊婦(両親)教室

- ・事前に申し込みをしてください。
- ・初めてお母さん、お父さんになる人が、妊娠しているときや赤ちゃんを産むとき、赤ちゃんを育てるときに大切なことを勉強します。
- ・赤ちゃん人形を使って、赤ちゃんの抱き方やおむつ交換のやり方など、体験ができるコースもあります。

新生児聴覚検査(赤ちゃんの耳の聞こえの検査)

- ・生まれつき耳の聞こえにくい赤ちゃんは、およそ1,000人に1～2人とされています。次の検査のうち、1回を出産した病院で入院中に受けることができます。

自動 ABR 検査 5,000 円または OAE 検査 1,500 円

※支払うお金が決められた金額を超えたときは、お金がかかります。

※検査ができない病院等があります。事前に出産する病院等に確認してください。

産後ママ相談

- ・子育てについて心配なことを助産師や保健師に相談できます。電話でも相談できます。

新生児・産婦・乳幼児訪問指導

- ・保健師や助産師があなたの家に行き、母乳や子育ての相談や、お父さんやお母さんの健康についての悩みや心配なことを聞きます。
- ・母子健康手帳の別冊に付いているはがき(出生連絡票)を郵送するか、電話または吹田市ホームページから申し込みます。

問い合わせ	吹田市母子保健課	☎ 06-6339-1214
	吹田市母子保健課(南千里分館)	☎ 06-6155-2812

産婦健康診査

- ・お母さんのからだところの健康状態を確認するため、産後2週間と産後1か月の時に産婦健康診査をします。病院に払うお金が1回につき5,000円までお金はいりません。

産婦歯科健康診査

- ・出産後は子どもの世話が大変で、自身の歯や歯ぐきのケアが十分できず、むし歯などが発症・進行していることがあります。お母さんにむし歯があると、お子さんがむし歯になるリスクが高くなるといわれています。
- ・出産後1年未満(お子さんの1歳の誕生日の前日まで)に1回無料で歯科健康診査を受けることができます。歯科健康診査協力歯科医院に電話で予約をし、受診してください。

乳児一般健康診査

- ・大阪府の決まった病院(協力医療機関)で受けます。
- ・子どもが1歳になるまでに1回、健康診査を受けることができます。お金はいりません。
- ・予約をとってから、母子健康手帳別冊についている受診票を持って協力医療機関に行ってください。

乳幼児健康診査

- ・赤ちゃんの体の大きさや重さ、病気がないかなどを調べるため、①～⑤の健康診査を受けます。
- ・吹田市母子保健課から健康診査を受けることができる人の家に受診票を送ります。
 - ①4か月児健康診査、乳児後期健康診査(9か月から1歳未満まで)
 - ②1歳6か月児健康診査
 - ③2歳6か月児歯科健康診査
 - ④3歳児健康診査
 - ⑤6歳臼歯健康診査

産後ケア事業

- ・子育てや家のことを手伝ってくれる人が少なく、体の調子が悪いときや子育てが心配な人は相談してください。医療機関などを紹介します。
- ・利用できるのは赤ちゃんを産んだ後の2か月間です。お母さんや赤ちゃんに入院が必要なときは利用できません。双子や低出生体重児を産んだ場合は期間を延長できる場合があります。
- ・赤ちゃんとお母さんは病院などで休養や子育ての相談を受けられます。日帰りと宿泊のどちらかを選ぶことができます。
- ・お金がかかります。

産後家事支援事業

- ・子育てや家のことを家族などができない人で、体の調子が悪いときや子育てが心配なお母さんの家の掃除や食事の準備などを手伝います。
- ・赤ちゃんを産んで6か月まで使えます。
- ・お金がかかります。

多胎児家庭サポート事業

- ・産まれて1歳までの双子や三つ子などの多胎児を育てる家庭の家の掃除や洗濯、育児などを手伝います。入院等を必要としている人は使えません。
- ・お金がかかります。

問い合わせ	吹田市母子保健課	☎ 06-6339-1214
	吹田市母子保健課(南千里分館)	☎ 06-6155-2812

プレママ・産後ママゆったりスペース

- ・妊娠しているお母さんや赤ちゃんを産んで2か月のお母さんが、赤ちゃんといっしょにゆったりとした時間を持ちながら、自由に交流をします。
- ・子育てについて教えてもらったり、助産師や保健師に相談したりできます。



- ・病気をうつさないため、兄弟姉妹や体の具合が悪い人は参加できません。
- ・妊娠をしているお母さんが参加するときは、妊娠してから20週たったとき(安定期)に参加します。

問い合わせ	吹田市母子保健課	☎ 06-6339-1214
	吹田市母子保健課(南千里分館)	☎ 06-6155-2812

予防接種(赤ちゃんが病気にならないための注射)

- ・吹田市の決まった病院(協力医療機関)で受けます。
- ・母子健康手帳と予診票を持って病院に行きます。
- ・注射(予防接種)を受ける時期は、母子健康手帳に書いてあります。

■予診票■

- ・赤ちゃんが生まれてから2か月になる前の月の月末に届きます。
- ・予診票が届いてない人、予診票を持っていない人は吹田市保健所地域保健課に電話してください。
- ・病院(協力医療機関)は、吹田市ホームページを見てください。「市報すいた」4月号でも知らせます。

【次の①から⑨の注射(予防接種)は必ず受けてください】

- ①ロタ
- ②ヒブ
- ③小児肺炎球菌
- ④B型肝炎
- ⑤四種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ)
- ⑥BCG
- ⑦麻しん(はしか)・風しん(MR)
- ⑧水痘(水ぼうそう)
- ⑨日本脳炎

問い合わせ	吹田市保健所地域保健課	☎ 06-4860-6151
-------	-------------	----------------

離乳食講習会

5か月から6か月、または9か月から11か月の子どもを持つお父さんやお母さんのために、離乳食の話と試食をします。

すくすく赤ちゃんクラブ

- ・ 4か月の赤ちゃんとお父さんやお母さんが交流します。
- ・ 保健師や栄養士に子育てについての悩みを相談することができます。

問い合わせ	吹田市母子保健課	☎ 06-6339-1214
	吹田市母子保健課(南千里分館)	☎ 06-6155-2812

ブックスタート

- ・ 4か月から12か月までの赤ちゃんに絵本を贈ります。
- ・ 絵本は吹田市立の図書館でもらいます。
- ・ 絵本をもらうとき、母子健康手帳を持って行きます。

問い合わせ	吹田市中央図書館	☎ 06-6387-0071
-------	----------	----------------

子育て

手当・助成

【児童手当】子どもを育てている人が、吹田市からもらうお金です

(もらうことができる人)

- ・ 中学校を卒業するまで(15歳の誕生日の後の3月31日まで)の子どもを育てている人。吹田市役所子育て給付課に申し込んでください。

(もらうことができるお金)

- ・ 0歳から3歳になるまで、子ども一人に毎月15,000円
- ・ 3歳から小学校を卒業する(12歳)まで、子ども一人に毎月10,000円
- ・ 18歳までの子どもが3人以上いる家族は、3番目の子どもから一人に毎月15,000円
- ・ 12歳から中学校を卒業する(15歳)まで、子ども一人に毎月10,000円

日本で子どもを育てている人の収入(給料など)が多いときは、子ども一人に毎月5,000円になります。



【児童扶養手当】子どもを育てるためのお金です

離婚などをして一人で18歳までの子どもを育てている人や、障がいがある20歳までの子どもを育てている人は、お金(児童扶養手当)をもらうことができます。

吹田市役所子育て給付課に申し込みます。

【1か月にもらうお金】

- ①子どもが一人の人は、10,180円から43,160円まで
- ②子どもが二人の人は、①のお金に5,100円から10,190円を足したお金
- ③子どもが三人以上の人は、①と②を足したお金に三人目からの子ども一人3,060円から6,110円を足したお金



- ・ もらうお金は、前の年の収入(給料などのお金)で決まります。
- ・ 収入(給料などのお金)が、制度で決められた額より多い人は、もらうことができません。

詳しくは、吹田市役所子育て給付課に聞いてください。

【ひとり親家庭医療費助成】病気やけがをしたときのお金です

一人で18歳までの子どもを育てている人とその子どもが病気やけがをしたとき、病院で払うお金の一部を吹田市が出します。

- ・ 吹田市役所子育て給付課に申し込んでください。
- ・ 「ひとり親家庭医療証」を家に送ります。
- ・ 収入(給料などのお金)が、制度で決められた額より多い人はもらうことができません。

問い合わせ

吹田市子育て給付課

☎ 06-6384-1470

子育て支援

【育児教室】親子で楽しく遊びながら友だちを作ります

春と秋の年2回、吹田市内の保育園などで行います。
「市報すいた」でも知らせます。

【のびのび子育てプラザ】子育てについて勉強したりします

子育てについて勉強したり、お母さんやお父さんと交流をしたりして、子育てについての相談や情報をもらうことができる場所です。子どもの年齢に合わせた親子教室や親子の交流会、子育てについて学ぶ講座などがあります。

問い合わせ 吹田市のびのび子育てプラザ ☎ 06-6816-8585

【すいたファミリー・サポート・センター】子育てを助け合います

市民が助け合う会です。子どもの世話をしてくれる人を紹介します。お金がかかります。

- ・子どもの世話をする人を紹介してもらいます。
- ・子どもを保育園などに迎えに行ってもらいます。
- ・親がいないときに子どもの世話をしてもらいます。

問い合わせ 吹田市すいたファミリー・サポート・センター事務局 ☎ 06-6816-8500

【留守家庭児童育成室】遊んだり勉強したりします

小学校が終わって家に帰っても家族がいないとき、小学校の中で安全に遊んだり、宿題をしたりします。お金(利用料)がいります。

(利用できる子ども)

小学1年生から4年生まで

(利用できる日と時間)

- ・利用できる日は、月曜日から金曜日と毎月の4番目の土曜日
- ・利用できる時間は、小学校が終わった時間から午後5時まで
- ・利用できる時間を長くするときは、小学校が終わった時間から午後6時30分まで
- ・4番目の土曜日は午前8時30分から午後5時まで

(夏休み、冬休み、春休み)

- ・午前8時30分から午後5時まで
- ・利用できる時間を長くするときは、午前8時30分から午後6時30分まで

(お金(利用料))

- ・1か月に4,000円です。
- ・おやつ代などは別にお金がかかります。
- ・利用できる時間を長くしたときは、さらに1,500円が必要です。

問い合わせ 吹田市教育委員会放課後子ども育成室 ☎ 06-6384-1599

保育園・幼稚園

(小学校に入る前の子どもを預かって世話をしたり教育をしたりする所)

小学校に入る前の6歳以下の子どもが対象です。
種類は、「保育園」、「幼稚園」、「認定こども園」があります。

【保育園】吹田市立と私立があります。

- ・親が仕事や病気等で子どもの世話ができない場合、預かって保育をします。
- ・親が病気や用事で子どもの世話ができないとき、短い間子どもを預かる「一時預かり」をする保育園があります。

(保育園に預けたいとき)

- ・吹田市立、私立のどちらも吹田市役所保育幼稚園室に申し込みます。
- ・4月から預けたいときは、前の年の秋ごろ申し込みます。
- ・預けたいときが4月でないときは、いつでも申し込みができます。

【幼稚園・認定こども園】吹田市立と私立があります。

毎年4月から入園します。4月以外の月に入園したいときは、入りたい幼稚園に直接聞いてください。

■公立の幼稚園と認定こども園

- ・公立の幼稚園に通うことができるのは4歳児、5歳児の2年間です。
- ・認定こども園は3歳児、4歳児、5歳児の3年間です。
- ・子どもの送り迎えは保護者がします。

(預けたいとき)

- ・4月から入園させたい人は前の年の9月から、公立の幼稚園、認定こども園、吹田市役所保育幼稚園室で、預けるための書類(願書)をもらってください。
- ・前の年の10月の決められた期間に入園を希望する園に願書を出してください。
- ・申し込む人が多いときは抽選します。

■私立の幼稚園

吹田市には16の私立幼稚園があります。通うことができるのは3歳児、4歳児、5歳児の3年間です。バスで子どもの送り迎えをする幼稚園があります。

(預けたいとき)

4月から入園させたい人は、前の年の10月に預けたい幼稚園に直接申し込みます。

問い合わせ

吹田市保育幼稚園室

☎ 06-6384-1592

保育園、幼稚園の利用料(利用するために払うお金)が無料になりました

- ・3歳児から5歳児までの子どもは、保育園や幼稚園の利用料はかかりません。
- ・市民税(市に払うお金)がかからない世帯の0歳児から2歳児までの子どもの利用料はかかりません。
- ・おやつや服などのお金がかかります。

(利用料が無料で利用できる保育園、幼稚園)

- ・子どもが通う保育園、幼稚園を無料で利用できるかは、通っている保育園、幼稚園に聞いてください。
- ・吹田市役所保育幼稚園室に聞いてください。

(利用料を無料で利用するための方法)

- ・必要な書類を吹田市役所保育幼稚園室に出してください。

問い合わせ

吹田市保育幼稚園室

☎ 06-6384-1592

日本語支援

【さくら広場】日本語を勉強します

学習や生活面で日本語の支援を必要とする子どもや自分の国の文化や言葉を知りたいと思っている子どもたちのための教室です。

(参加できる子ども)

吹田市立の幼稚園、小学校、中学校に通っている子ども

(広場ですること)

- ・日本語の読み方や書き方の勉強
- ・自分の国の言葉で話したり、文化を勉強したりします

(勉強する曜日と時間)

学校の授業があるときの毎週水曜日、午後3時30分から午後5時まで

(勉強する場所)

竹見台中学校

【多言語進路・学校生活サポートガイダンス】進路について相談できます

外国から来た人などで日本語があまりわからない人のために、大阪府が年に1回行います。自分の国の言葉で相談することができます。

- ・中学校を卒業した後(進路)のことについて話します。
- ・高校に入るための準備、高校での生活などについて話します。

問い合わせ 吹田市教育委員会学校教育室

☎ 06-6155-8192

【大阪府のホームページ】

子どもたちが学校で安心して生活できるよう、さまざまな情報を載せています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/gakkousapo-to.html>

日本の学校(小学校から大学まで)

年齢	種類	勉強する期間
6歳から	小学校	6年
12歳から	中学校	3年
15歳から	高校	3年
18歳から	大学、短期大学、専門学校	

小学校と中学校は必ず通います。「義務教育」といいます。

【小学校と中学校(義務教育)】

6歳から小学校、12歳から中学校に通います。

外国人の子どもも日本の小学校、中学校に通うことができます。

【外国人の子どもが吹田市立小学校・中学校に通う】

- ・吹田市教育委員会学務課に申し込みます。
- ・吹田市教育委員会学務課から、子どもの名前、生年月日、通う学校などを書いた用紙(入学通知書)を家に郵便で送ります。

【吹田市以外のまちから引っ越して吹田市立小・中学校に通う(転校)とき】

- ・吹田市役所市民課に転入届を出し、「転入学通知書」をもらいます。
- ・「転入学通知書」と通っていた学校からもらった「転校に必要な書類」を、通うことが決まった学校に出します。

【吹田市から引っ越して別のまちの小学校・中学校に通う(転校)とき】

- ・吹田市役所市民課に転出届を出し、「転出学通知書」をもらいます。
- ・「転出学通知書」を吹田市で通っている学校に出します。
- ・学校から「転校に必要な書類」をもらい、引っ越し先の役所と新しく通う学校に出します。

【吹田市の中で引っ越し、学校区が変わるとき】

(学校区)

通うことができる小学校、中学校は住んでいる場所で決まっています。

- ・吹田市役所市民課に転居届を出し、「転出学通知書」と「転入学通知書」をもらいます。
- ・「転出学通知書」をいま通っている学校に出します。
- ・学校から「転校に必要な書類」をもらい、「転入学通知書」といっしょに「転校に必要な書類」を新しく通う学校に出します。
- ・引っ越しをしても、いま通っている学校に通い続けることができる場合があります。

【教育のためのお金】

就学援助

- ・家族の収入が少ない小学生や中学生は、学校で勉強するために必要な文房具などの学用品や給食(小学生だけ)のお金などをもらうことができます。
- ・もらえるお金やもらえる条件、もらうための書類などについては、吹田市教育委員会学務課に聞いてください。

問い合わせ 吹田市教育委員会学務課 ☎ 06-6384-2457・2458

福祉・介護

介護保険

介護保険に入っていた人は、年をとったり、重い病気になったり、介護(食事や入浴などの手伝い)が必要になったとき、介護のサービスを受けることができます。

(介護保険に入る人)

- ・ 3か月より長く日本に住み、医療保険(健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険)に入っている人で、40歳以上になったとき介護保険に入ります。勤めている会社などが入るための手続きをします。
- ・ 3か月より長く日本に住み 65歳以上になった人はみんな介護保険に入ります。介護保険に入るための手続きはいりません。

(介護サービスを利用できる人)

■65歳以上の人

- ・ 吹田市が、介護が必要と認めたとき
- ・ 吹田市が、生活をするのに手伝いが必要と認めたとき

■40歳から64歳までの人で、医療保険に入っている人

- ・ 吹田市が、介護が必要と認めたとき
- ・ 吹田市が、生活をするのに手伝いが必要と認めたとき

(利用できる介護サービス)

使う人によってサービスが変わります。

(介護保険料を払う方法)

■65歳以上の人

- ・ 年金が年額18万円以上の人・・・もらう年金のお金から介護保険のお金が引かれます。
- ・ 年金が年額18万円より少ない人・・・市役所から届いた納付書(お金を支払うための用紙)を使って自分で払います。銀行や郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォン納付(LINE Pay、PayPay)で払うことができます。

■40歳から64歳までの人で医療保険に入っている人

- ・ 入っている医療保険のお金(保険料)といっしょに払います。

(サービスを利用するときに払うお金)

- ・ サービスを受けたときは、かかったお金の10%を払います。
- ・ 収入が多い人は、かかったお金の20%か30%を払います。
- ・ 施設に入ったときは、かかったお金の一部と食事代・部屋代などを払います。

※払うお金は高くならないようになっています。

問い合わせ

吹田市高齢福祉室

☎ 06-6384-1343

障がい者

【障がいのある大人や子どものためのサービス】障がいのある人が地域で生活し、社会参加ができるように手伝います

(サービスを利用するための手帳をもらいます)

障がい福祉室で手帳をもらいます。手帳は、福祉サービスを利用するときに使います。手帳をもらうまで1か月から3か月かかります。

(手帳の名前)

- ①身体障害者手帳
病気やけがなどで、体に障がいがある人
- ②療育手帳
知的障がいのある人
- ③精神障害者保健福祉手帳
心に障がいがあって、生活を送ることが難しい人

(利用できるサービス)

- ・払う税金が安くなります。
- ・タクシー代が安くなります。

問い合わせ	吹田市障がい福祉室	☎ 06-6384-1347
-------	-----------	----------------

医療保険

病気やけがをしたときのために入る保険です。

医療保険に入っている人は、病院で診察を受けたとき、自分で払うお金が少なくなります。残りのお金は国や役所が払います。

医療保険には次の3つの種類があります。3つのどれかの保険に入ります。日本の法律で決まっています。

①国民健康保険、②社会保険(勤めている会社の健康保険)、③後期高齢者医療保険(75歳以上の人が入ります)

①国民健康保険

国民健康保険に入るとき、やめるとき、引っ越した時などは、14日以内に吹田市役所国民健康保険課に届けを出してください。

(入る人)

- ・3か月より長く吹田市に住む外国人
- ・会社などの健康保険に入っていない人
- ・75歳より若い人
- ・生活保護を受けていない人

(入るとき：14日以内に入ります)

- ・会社などの健康保険を辞めたとき
- ・引っ越しをしたとき
- ・子どもが生まれたとき

(保険料：保険に入ったときに払うお金)

- ・保険料は毎月払います。
- ・家族の人数や前の年の収入(もらったお金など)などで決まります。
- ・地震などの災害や生活費が大きく減ったため、保険料を安くしてほしい人は吹田市役所国民健康保険課に相談してください。

(保険料を払う方法)

- ・国民健康保険に入ったら、吹田市役所国民健康保険課から保険料を払うための用紙(納付書)が家に郵便で届きます。決められた日までに、銀行、郵便局、コンビニエンスストアで振り込みます。

(やめるとき：14日以内に届けてください)

- ・会社などの健康保険に入ったとき
- ・吹田市から別の市、町、村に引っ越すとき
- ・国民健康保険に入っていた人が亡くなったとき



「特定活動」の医療滞在のための在留資格など、特別な資格を持っている人は国民健康保険に入ることはできません。

問い合わせ 吹田市国民健康保険課

☎ 06-6384-1241

②社会保険

- ・会社などで働いている人で、毎月の給料の額など条件に合う人は、会社などの健康保険に入ります。健康保険に入ることができるかどうかは、会社に聞いてください。
吹田市役所では手続きができません。
- ・日本に住んでいる家族も健康保険に入ることができます。家族が健康保険に入ることができるかどうかは、会社に聞いてください。

③後期高齢者医療保険

(入る人)

- ・75歳以上の人
- ・3か月より長く日本にいる外国人。特別な在留資格を持っている外国人は入ることができません。

(入る方法)

- ・75歳になる誕生月の前の月に、被保険者証が郵便で家に届きます。
- ・65歳以上74歳以下の人でも、役所が障がいがあると認めた人は、後期高齢者医療保険に入ることができます。

問い合わせ	吹田市国民健康保険課	☎ 06-6384-1241
	大阪府後期高齢者医療広域連合	☎ 06-4790-2028

いろいろな健康診査(検診)

健康診査(検診)を受けて、健康管理をしましょう。お金がいらぬものがあります。

健康診査(検診)の種類

30歳代健康診査、成人歯科健康診査、胃がん検診、大腸がん検診など

問い合わせ	吹田市成人保健課	☎ 06-6339-1212
-------	----------	----------------

高齢者の定期予防接種

インフルエンザ・肺炎球菌予防接種を吹田市内の協力医療機関で受けることができます。接種対象年齢、接種期間、接種費用は、協力医療機関のポスター、「市報すいた」または吹田市のホームページを見てください。

問い合わせ	吹田市保健所地域保健課	☎ 06-4860-6151
-------	-------------	----------------

病気になったとき、けがをしたとき

病気やけがをしたときは、病院に行きましょう。病院を受診するときは健康保険被保険者証を忘れずに持って行ってください。

※健康保険被保険者証を忘れて診察を受けたとき・・・

診察料などのお金を、病院に全部払います。

■払い過ぎたお金を返してもらう方法は、次のとおりです。

【国民健康保険に加入している人】

病院からもらった領収書(診察料など支払った金額を書いたもの)と国民健康保険被保険者証を持って、診察を受けた医療機関に相談してください。診察を受けた月の終わりまでであれば医療機関からお金を返してもらえる可能性があります。

診察を受けた月以降は、吹田市役所国民健康保険課でお金を返してもらう手続きをします。

(手続きをするために持っていくもの)

- ・国民健康保険被保険者証
- ・病院からもらった領収書(診察料など支払った金額を書いたもの)
- ・診療報酬明細書(診察を受けた病院で、「国民健康保険に払い戻ししてもらうので”レセプト”をください」と言えばもらうことができます)

手続きに行く前に、持っていくものを吹田市役所国民健康保険課に聞いてください。

【国民健康保険以外の健康保険に加入している人】

加入している健康保険組合に聞いてください。

問い合わせ	吹田市国民健康保険課	☎ 06-6384-1337
-------	------------	----------------

医療費助成などの制度

【子ども医療費】子どもが病気やけがをしたときに払うお金です

子どもが病気やけがをしたときや入院をしたとき、病院で払うお金の一部を吹田市が出します。吹田市役所子育て給付課に申し込んでください。「子ども医療証」を郵便で家に送ります。大阪府内の病院を受診するときは、「保険証」と「子ども医療証」を持って行ってください。

(お金がもらえる子ども)

- ・吹田市に住んでいる
- ・健康保険に入っている
- ・18歳の誕生日の後の3月31日までの子ども
- ・生活保護を受けていない子ども

問い合わせ	吹田市子育て給付課	☎ 06-6384-1470
-------	-----------	----------------

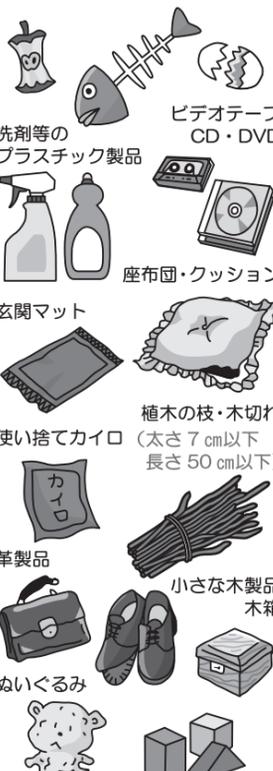


ごみ収集【種類によって分けてください】ごみと資源ごみ（また使うことができるごみ）
 ごみには、使うことができないごみと、また使うことができるごみ（資源ごみ）があります。
 ごみは種類によって分けて出してください。ごみの種類は12種類あります。

ごみのわけ方 12種分別

吹田市環境部事業課（電話06-6832-0026）

収集日当日の朝8時までに、決められた場所に分別し、ごみを出してください。祝日も通常収集です。

燃焼ごみ	資源ごみ		大型複雑ごみ	小型複雑ごみ	有害危険ごみ
週 2 回	月 2 回		月 1 回	月 1 回	月 1 回
収集日	第	曜日	第	曜日	曜日
① 燃焼ごみ 台所のごみ、革製品、プラスチック製品、発泡スチロール、小さな木製品、ぬいぐるみ等小さな燃えるごみ 台所のごみ（出来るだけ水を切ってください）  洗剤等のプラスチック製品、ビデオテープ CD・DVD、座布団・クッション、玄関マット、植木の枝・木切れ、使い捨てカイロ（太さ7cm以下 長さ50cm以下）、革製品、小さな木製品、木箱、ぬいぐるみ、積木 燃焼ごみは、無色半透明の袋で出してください。また、パールボックス等を使っての排出はしないでください。収集時に破損等した場合、責任を負いかねます。金銀の印刷のある紙や油等で汚れた紙、写真、感熱紙等は資源化できないので燃焼ごみに出してください。	② 新聞（チラシ含む） ※ひもで十字に束ねてください。 折り込みチラシも一緒に出せます。出来るだけ、集団回収に出してください。 ③ 雑誌類（その他紙類を含む） ※ひもで十字に束ねてください。 ダイレクトメールはがき等窓のセロハン、宛名ラベルは取る 持ち手が紙ひも以外は取る 小さな紙も約1cm四方以上で、材質によれば資源化できます。紙袋などに入れ、くくって出してください。出来るだけ、集団回収に出してください。 ④ 段ボール ※必ずたたんでください。 ※ひもで十字に束ねてください。 出来るだけ、集団回収に出してください。	⑤ 古布類（古着含む） ポロ布・古着等  ポロ布・古着等は紙袋に入れても結構です。出来るだけ、集団回収に出してください。 ⑥ かん 空かん  かんづめ ⑦ びん 化粧品のびん、空びん  空びんはキャップを取って割らずに出してください。割れたびんは小型複雑ごみへ出してください。びん・かん類は中を水洗いして、袋に入れて直接コンテナへ入れてください。 ⑧ 牛乳パック 飲み終えたらよく洗って切り開き、ひもで束ねてください。	⑩ 大型複雑ごみ タンス、ふとん等、小型複雑ごみの大きさを超えるもの（一辺が60cm以上のもの）で収集処理できるもの 「不用品」と貼り紙して、そのまま出してください。 家具類、じゅうたん、ソファー、学習机、ふとん・毛布、ベッド、収納ケース（一辺が60cm以上のもの）、ゴルフバッグ、ゴルフクラブ、自転車、石油ファンヒーター、石油ストーブ（大きさは問いません）、石油ファンヒーター・石油ストーブはすべて大型複雑ごみへ出してください。 *灯油を抜いてください。 *着火用電池は取りはずしてください。	⑪ 小型複雑ごみ 燃えないもの及び燃えるものと燃えないものの混成品で60cm未満のもの 有害危険ごみ用コンテナの横に置いてください。 鍋、やかん等の金属製品、白熱電球、瀬戸物等の食器類、植木鉢、ハンガー（金属含む）、電気製品、ガスコンロ、小さなスチール家具類、*着火用電池は取りはずしてください、電気ストーブ、ガスファンヒーター、おもちゃ（金属を含む）、電子レンジ、ポット、扇風機、小さな物は袋等に入れて出してください。電池は必ず抜いて有害危険ごみへ出してください。	⑫ 有害危険ごみ 電池、蛍光灯、水銀体温計等有害な物質を含むもの又は取扱いに注意を要するもの *モバイルバッテリー・充電式電池・ボタン型電池は販売店又はリサイクル協力で引取ってもらってください。 簡易ガスボンベ（カートリッジ式）スプレー缶、ライター、ハサミ、包丁、水銀体温計、*刃先を厚紙などに包んで出してください。電池類、蛍光灯 *注射針や血糖値測定用穿刺針などは、感染症等の恐れがあるため収集できません。
死んだ犬・猫 小動物の処分 家庭で飼われていた犬、猫、小動物（有料）、飼主不明の犬、猫、小動物（無料）の死体の収集依頼はご連絡ください。	収集できないもの 販売店又は処理業者へ問い合わせてください。 たたみ、ブロック、ボウリング球、バッテリー、7cmを超えるもの、タイヤ、丸太等、50cmを超えるもの、その他 耐火金庫、ピアノ、LPガスボンベ、注射針、土砂石、がれき、レンガ、かわら、石油類、建具、フロン使用製品、車の装備品等。全ての品目については掲載できません。掲載されていない品目については、排出前に必ず事業課にご相談ください。		市が収集しないごみ 事業所から出るごみ ○一般廃棄物 商店、飲食店、事業所等の事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任において適正に処理するか、一般廃棄物処理業者に依頼してください。 ○産業廃棄物 事業活動に伴って生じたごみのうち、廃棄物処理法で定められた品目については、自らの責任において処理するか産業廃棄物処理業者に依頼してください。	安心サポート収集 高齢又は障がい等により家庭系ごみの排出が困難な方を対象に、市の職員が個別訪問し、玄関先でごみを収集します。 「申込制、審査があります。」 TEL06-6832-0026	在宅医療廃棄物 通常のごみとしては収集できません。 【吹田市在宅医療廃棄物収集】で個別に収集します。申込制です。 TEL06-6832-0026 ※最新の情報は事業課までご連絡ください。令和3年（2021年）5月作成
引越し（転出）ごみ 〈有料〉 申込制、1回のみ制度です。 TEL 06-6832-0026 ・引越しの1か月前から14日前までに申し込んでください。 ・通常大型複雑ごみを出す場所に出してください。 ・戸建住宅の敷地内及び屋内からの運び出しはできません。 ・収集日の指定はできません。 ・引越し日までにごみを計画的に分別して排出し、引越しごみの減量にご協力をお願いします。	「家電リサイクル法」により エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、小売店で引取ってもらってください。（有料）ごみとしては収集できません。 対象機器 テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機 デスクトップ本体・ディスプレイ・ノートパソコン	パソコンは 「資源有効利用促進法」に基づくリサイクル対象品です。ごみとしては収集できません。メーカーにお問い合わせください。資源としてリサイクルしましょう。			



(ごみの出し方)

- ・決まった曜日の午前8時まで決まった種類のごみを出してください。
- ・決まった場所に種類ごとに分けて出してください。

ルールを守らないと近所に住む人たちの迷惑になります。

- ・決められた日とは違う日にごみを出す。
- ・決められた日とは違う種類のごみを出す。
- ・決められた場所ではない所にごみを出す。
- ・ごみを種類ごとに分けずに出す。
- ・人が出したごみを持って帰ってはいけません。
- ・持って帰った人は、罰金を科せられることがあります。



資源物の「持ち去り」禁止!

市民の良好な生活環境を守り、市が廃棄物を適正に処理することを目的として、条例により資源物の持ち去り行為を禁止します。

違反すると、氏名等の公表や20万円以下の罰金が科せられることがあります。



As of April 1st, 2019, an ordinance will be enacted that prohibits the removal of recyclable materials including cans, bottles, paper, cloth or metal from designated locations. Transgressors will have their name made public and be subject to a fine of up to 200,000 yen.

根据条例规定,2019年4月1日起禁止擅自取走资源垃圾。不得从规定的场所擅自取走易拉罐、玻璃瓶、纸张、布料、金属等资源垃圾。若违反规定,将公布姓名或处以20万日元以下的罚款。

조례에 따라 2019년 4월 1일부터 재활용 쓰레기를 개인이 가져가는 것을 금지합니다. 소정의 장소에서 캔, 병, 종이, 천, 금속을 포함한 쓰레기를 가져가는 것은 조례 위반입니다. 위반하면 이름의 공개 또는 20만엔 이하의 벌금이 부과될 수 있습니다.

★ ごみは収集日 **当日の朝** 8時までにお出してください。

深夜早朝の持ち去りを防ぐため、ぜひ、御協力ください。

★ 行為者と**接触しない**でください。

思わぬトラブルに巻き込まれるかもかもしれません。安全第一をお願いします。



吹田市 環境部 事業課

電話 06-6832-0026

FAX 06-6832-0092

【引っ越しのときに出るごみ】

- ・引っ越しをする日の1か月前から14日前までに吹田市役所事業課に電話をします。
- ・吹田市が決めた方法でごみを分けます。
- ・あなたの名前と「引っ越しごみ」と書いた紙をごみに貼り、引っ越しをする日に出してください。
- ・ごみを出すためのお金(手数料)がかかります。

【吹田市が集めないごみ】

- (1) エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
買った店で引き取ってもらいます。お金がかかります。
- (2) パソコン
パソコンメーカーに問い合わせるか、リネットジャパン株式会社の宅配回収サービスを利用してください。
- (3) ボタン電池、ニッカド電池、ニッケル水素電池、モバイルバッテリーなど
電気店などに持って行ってください。
- (4) その他
市が「収集できないもの」と指定しているもの

【決まった場所で集めているもの(リサイクルできるもの)】

- (1) ペットボトル
回収を協力してくれるスーパーや吹田市役所などにある回収箱に入れてください。
※ふたとラベルを取り、水で洗ってから入れてください。
- (2) 廃食用油(料理を作るときに使った後の油や料理に使わなくなった油)
吹田市役所などにある回収箱に入れてください。
※ふたがしっかり閉まる入れ物に入れてください。
- (3) コンタクトレンズ空ケース
吹田市役所などにある回収箱に入れてください。
※表蓋を外してください。

問い合わせ	吹田市事業課 吹田市環境政策室	☎ 06-6832-0026 ☎ 06-6384-1702
-------	--------------------	----------------------------------

環境美化

【してはいけません、歩きながらたばこを吸うこと、たばこを道に捨てること】

まちをきれいにするために、吹田市内全域(私有地を除く)において歩きたばこ、ポイ捨てはしてはいけません。たばこを吸うときは、他の通行の妨げにならないように立ち止まってルールやマナーを守るようにお願いします。

以下の駅周辺で、ポイ捨てや市が指定した場所以外(私有地を除く)で喫煙をした場合は、過料が科せられることがあります。

- ・ 阪急北千里駅
- ・ 阪急南千里駅
- ・ 阪急関大前駅
- ・ 阪急吹田駅
- ・ JR 吹田駅
- ・ JR 岸辺駅
- ・ JR 南吹田駅
- ・ 大阪モノレール万博記念公園駅
- ・ 大阪メトロ江坂駅

生活

住まい

【市営住宅(吹田市が貸す家)と府営住宅(大阪府が貸す家)】 (市営住宅を借りることができる外国人)

次の①～③のすべてに当てはまる人です。

- ① 借りようとする人が吹田市に住んでいる、または働いている
- ② いま、住むところに困っている
- ③ 借りようとする人の収入(給料などのお金)が、吹田市が決めた金額より少ない(金額は家族の人数によって変わります)

借りたい人を募集するときは「市報すいた」でお知らせします。

借りるために必要な書類(申込書)は吹田市役所や出張所(千里・山田・千里丘)、市民サービスコーナー(さんくす・江坂・岸部・原・北千里)にあります。抽選で住む人を決めます。

問い合わせ	吹田市住宅政策室	☎ 06-6384-1923
-------	----------	----------------

(府営住宅を借りることができる外国人)

次の①～③のすべてに当てはまる人です。

- ① 借りようとする人が大阪府内の市町村に住んでいる、または働いている
- ② いま、住むところに困っている
- ③ 借りようとする人の収入(給料などのお金)が、大阪府が決めた金額より少ない(金額は家族の人数によって変わります)

問い合わせ	大阪府民お問い合わせセンター	☎ 06-6910-8001
-------	----------------	----------------

【住む家を紹介する会社(不動産会社)を利用する】

- ・ 家賃、敷金、地域、家の広さなど、住むための条件を決めます。
- ・ 住むと決めたら、家を紹介する会社(不動産会社)にお金(仲介料)を払います。
- ・ 仲介料のほか敷金や礼金などを払うことがあります。

言葉の説明

家賃	家を借りるお金です。
礼金	家主(家を貸す人)にお礼として渡すお金です。
仲介料	家を紹介する会社(不動産会社)に払うお金です。
(連帯)保証人	家を借りた人が家賃を払うことができないときに、代わりに家賃を払う人のことです。家を借りるときは、保証人が必要です。

水道

【水道を使うためにすること】

- ・ 住むことが決まった家の玄関のドアなどに、水道を使うことを届けるための用紙(水道使用申込書)がついています。
- ・ 水道使用申込書に名前、使い始める日などを書いて、はがきの部分を吹田市水道部に送ります。切手は貼りません。電話で申し込むこともできます。
- ・ 住む家がマンションやアパートのときは、管理組合や持ち主が使えるようにするための手続きをすることがあります。

【水はすぐ使うことができます】

(水が出ないとき)

- ・ 吹田市水道部に電話をしてください。
- ・ 吹田市水道部の職員が使えるようにするため、家に来ます。

【水道料金(水を使ったときに払うお金)を払います】

(水道料金)

- ・ 水道料金には、使わなくても払うお金(基本料金)と使った水の量で決まるお金(使用料)があります。
- ・ 下水道(トイレや風呂から流す汚れた水)を使っている場合は、下水道の使用料も払います。
- ・ 水道代は2か月に1回払います。

(水道料金の払い方)

- ・ 銀行やコンビニエンスストアなどで払ってください。
- ・ 銀行などの口座から払うこともできます。
- ・ マンションやアパートに住んでいる人は、管理組合や持ち主が各部屋みんなが使った量を調べて、請求することがあります。

問い合わせ	吹田市水道部	☎ 06-6384-1255
-------	--------	----------------

駐輪場・自転車

【自転車駐輪場】自転車、バイクを預ける所です

- ・自転車やバイクを道においたままにしておくと、みんなの迷惑になります。
- ・駅の近くにある自転車駐輪場に預けます。

【自転車等放置禁止区域】自転車やバイクを止めたままにはいけない場所です

駅の周りで、置いたままの自転車やバイクをなくすため、「自転車等放置禁止区域」があります。長い時間置いたままの自転車やバイクは吹田市が別の場所(保管所)に持って行きます。

【お金がいらいます】

別の場所(保管場所)に持って行かれた自転車やバイクを返してもらうときにお金(移送保管料)がいらいます。

- ・自転車は 3,000 円
- ・バイクは 4,500 円

吹田市を走る電車やバスなどの情報を書いた「吹田市公共交通マップ」(日本語版)があります。

問い合わせ

吹田市総務交通室

☎ 06-6872-6136

犬・猫の飼育

- ・人の迷惑にならないように飼いましょう。
- ・賃貸住宅や集合住宅の場合は、ペットを飼っていいか前もって確認しましょう。
- ・犬の放し飼いはしないでください。猫は屋内で飼いましょう。

犬を飼うときの決まり

(飼うとき)

- ・吹田市保健所で飼い犬の登録をします。
- ・飼っていいという証明(鑑札)をもらいます。お金がかかります。

(飼い始めたら)

- ・毎年1回、狂犬病を予防するための注射を受けます。
- ・注射を受けた動物病院でもらった証明書(注射済証明書)を吹田市保健所に持って行きます。
- ・注射を受けたことの証明書(注射済票)をもらいます。お金がかかります。
- ・鑑札と注射済票は、犬の首輪などに付けてください。
- ・家の入口などにシールなどを貼って、犬を飼っていることがわかるようにします。

家で飼っていた犬や猫(ペット)などが死んだとき

- ・吹田市役所事業課に電話をしてください。引き取ります。お金がかかります。
- ・飼っていた犬が死んだ時は、吹田市保健所衛生管理課に電話してください。

問い合わせ

吹田市保健所衛生管理課
吹田市事業課

☎ 06-6339-2226

☎ 06-6832-0026



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用（表紙、裏表紙を除く）



環境にやさしいインキを使用

吹田くらしのガイドブック

令和4年（2022年）3月

発行：吹田市都市魅力部文化スポーツ推進室

所在地：吹田市泉町1丁目3番40号

編集：株式会社 シーププロジェクト

イラスト：葵月 /Aoitsuki

この冊子は3,000部作成し、一部あたりの単価は399.3円です。

火災

TEL:119

名前、現在位置、
内容を伝える



警察

TEL: 110

名前、現在位置、
内容を伝える



救急車

TEL: 119

名前、現在位置、
内容を伝える



病院

TEL: 06-6387-3311

吹田市民病院
受付時間 平日
8:30 ~ 11:00
初診・再診どちらも



吹田市役所 (代表電話)

☎06-6384-1231

電気トラブル

(関西電力 北摂営業所)

☎0800-777-8015

ガス漏れ

(大阪ガス・ガス漏れ 専用)

☎0120-519-424

休日夜間 子供救急

(豊能広域子供急病センター)

☎072-729-1981

